はかり定期検査(再検査)のご案内

「取引又は証明」に使用するはかりは、計量法第19条第1項の規定により、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

このたび、今年度、正規時期の検査を受検されなかった方(事業者様)向けのフォローアップ検査 (再検査)を下記のとおり実施しますので、該当のある方は受検いただきますようお願いします。

この検査を受けないで、はかりを「取引又は証明」に使用することは、計量法違反行為となりますので、<u>「取引又は証明」の用途で、はかりをご使用になる場合は、必ず検査を受けられるようにお願</u>いします。

● 再検査日時、場所

期日	時 間	場所
2025年	午前11時から	郡上総合庁舎 屋外公用車車庫
12月19日(金)	午後2時まで	(郡上市八幡町初音1727-2)

- ※上記日時で受検いただく場合は、事前連絡の必要はありません。ご都合のよろしい時間帯 に検査会場にお越し下さい。
- ※上記日時でご都合がつかない場合は、随時、計量検定所(岐阜市)へのお持ち込みによる 受検も可能ですので、この場合は、事前連絡の上、お持ち込み願います。